

京都市上下水道局告示第37号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成28年11月8日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 廃止届出業者名等

京都市伏見区中島堀端町9番地

株式会社山口工業

代表取締役 山口 幸雄

2 廃止年月日

平成28年10月20日

(上下水道局水道部給水課)